

長崎県労働委員会の使用者委員及び労働者委員候補者の推薦（公告）

第42期長崎県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の任期が令和7年10月31日をもって満了するため、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次期長崎県労働委員会委員を任命したいので、下記の資格を有する使用者団体又は労働組合に対し、委員候補者の推薦を求める。

令和7年8月12日

長崎県知事 大石 賢吾

1 推薦する使用者団体又は労働組合の資格

- (1) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、長崎県内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主目的であること又はその業務の主要部分である使用者団体であること。
- (2) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、長崎県内のみに組織を有する労働組合であって、かつ、長崎県労働委員会において労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であることの決定を受けた労働組合であること。

2 推薦される者の資格

次のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- (1) 禁錮若しくは拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 労働組合法又は他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

3 使用者委員の推薦手続

委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を提出すること。

- (1) 別記様式による候補者推薦書
- (2) 推薦する使用者団体の定款等の規約及び事業報告書
- (3) 被推薦者の履歴書1部（写真貼付のこと。）及び長崎県労働委員会の委員に就任することについての内諾書

4 労働者委員の推薦手続

委員候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を提出すること。

- (1) 別記様式による候補者推薦書
- (2) 労働組合法施行令第21条第3項の規定による長崎県労働委員会の証明書（組合資格審査申請書は、長崎県労働委員会へ令和7年8月22日（金）17時までに提出すること。）
- (3) 被推薦者の履歴書1部（写真貼付のこと。）及び長崎県労働委員会の委員に就任することについての内諾書

5 推薦書類の提出期限

令和7年9月12日（金）17時

6 推薦書類の提出先

長崎県産業労働部雇用労働政策課

（〒850-8570 長崎市尾上町3番1号）

別記様式

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

事務所の所在地

団 体 名

代 表 者 名

印

長崎県労働委員会 $\left(\begin{array}{c} \text{使用者} \\ \text{労働者} \end{array} \right)$ 委員候補者推薦書

労働組合法施行令第 21 条第 1 項の規定により、第 43 期長崎県労働委員会

$\left(\begin{array}{c} \text{使用者} \\ \text{労働者} \end{array} \right)$

を代表する委員

の候補者として、次の者を推薦します。

記

氏 名	年 齢	所 属 団 体 及 び 役 職 名	所属職場及び地位

添付書類

- 1 委員候補者の履歴書と委員就任内諾書 各 1 通
- 2 定款等の規約及び直近の業務報告書（使用者委員候補者推薦の場合）
- 3 長崎県労働委員会の労働組合資格証明書（労働者委員候補者推薦の場合）

内 諾 書

長崎県労働委員会第四十三期委員に就任することを内諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

長崎県知事 大石 賢 吾 様